

令和7年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金募集要領

第1 山形県循環型産業施設整備事業費補助金の概要

1 目的

循環型社会の形成を推進するため、事業者等が行う廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に資する施設・設備の整備に対して、山形県が補助金による支援を行う。

2 補助対象事業、補助率及び補助限度額

補助金名称		令和7年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金	
	事業区分	リサイクル施設・設備整備事業	リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業
補助対象事業	内容	(1) 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に資する施設・設備の整備 (2) 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に資する施設・設備のうち、自らが行った3R推進に寄与する研究・開発により実用化された技術を用いた施設・設備の整備 (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の推進を目的とする施設・設備の整備	左記のうち、酒田臨海工業団地及び鳥海南工業団地におけるもの
補助率		1／3 (「廃プラスチック類若しくは食品廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等に資する施設・設備の整備」又は「NPO法人等が行う地域における資源循環システムの立上げの際の施設・設備の整備」に係る事業は1／2)	1／2
補助上限額		10,000千円 (「廃プラスチック類の発生抑制、リサイクル(サーマルリサイクルを除く。)の推進等に資する施設・設備の整備」に係る事業は20,000千円)	10,000千円

(注)

- (1) 廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第2条に規定する廃棄物をいう。
- (2) 3Rとは、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）をいう。
- (3) 研究・開発により実用化された技術とは、公的助成を受けて実施された研究・開発又は取得した特許権・実用新案権により実用化された開発技術をいう。
- (4) 使用済小型電子機器等及び再資源化とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）（以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条に規定する使用済小型電子機器等及び再資源化をいう。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、下表に掲げる経費に該当し、かつ、補助金の交付決定日から当該年度の3月31日までの間に締結された契約等に基づき、その間に納品及び支出される経費とする。

なお、上記の期日までに支払いが完了しない場合であっても、当該期間内に発生し、かつ当該経費の額が確定したことが証明できる場合には、支払い後に支払いを証する書類を提出することを条件に、当該経費を補助対象経費として認めるものとする。

対象経費

経費対象区分	対象経費
建築物費	建築物の建造、改良等に要する経費 (補助対象事業内容(3)に該当する場合に限る)
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕等に要する経費
機械装置・ 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、改良、据付け等に要する経費
委託費	設計委託や機械設置に伴う調査委託等に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

(注) 次に掲げるものに該当する経費は補助対象経費とはならない。

- (1) 他から転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 補助事業終了後、容易に他への転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 中古品やリース等により導入を予定している機械装置等
- (4) その他補助事業の実施に関連性のない経費

4 補助対象者

(1) 県内に事業所を有する事業者（NPO法人、法人格を有する市民団体及び福祉団体等を含む。）

(2) 複数の事業者により事業を実施する場合は、その中の事業者の代表（幹事事業者）として、もしくはこれらの事業者で構成される団体として申請すること。

なお、これらの事業者及び団体の主たる事業所の所在地は、全て県内であること。

(3) 次の①～③に該当する場合は、補助対象とならない。

- ① 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからヘまでの欠格要件に該当する場合
- ② 廃棄物処理法を始めとする環境関係法令等の違反状態にある又は過去5か年度の間、重大な違反や複数回の行政指導が繰り返されている等、法令等の遵守状況に問題があると認められた場合
- ③ 補助事業完了の予定日までに、事業実施のために必要な廃棄物処理法その他関係法令等に基づく許可等を受ける見込みがない場合

※ 県は、山形県循環型産業事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）で審査を受ける前に、申請者に係る各種法令等の遵守状況等を関係機関に照会し、上記①～③に該当する場合は、その結果を申請者に通知する。

5 補助対象事業の実施期間

当該補助金の交付決定日から令和8年3月31日までの期間

※ 交付決定前の事前着手は認めない。

6 公開等

補助事業に採択された事業の概要（補助事業名、補助事業者名、所在市町村名、補助の金額等）について、山形県ホームページ等に掲載、公表する。

7 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後、事業実績報告書を提出すること。また、必要に応じ事業成果の発表を依頼する場合がある。

8 補助金の支払

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面（納品書、領収書等）を確認したうえで、補助金を支払う。

9 補助事業者の義務

当補助金の交付決定を受けた事業者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 交付決定を受けた後、補助対象経費の対象区分ごとの配分若しくは内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の実施期間中に、その遂行状況を報告しなければならない。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。
- (5) 当該財産を処分する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければならない。また、財産を処分することにより収入があった場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。
- (6) 廃棄物等の発生抑制状況等について、補助事業年度終了後3年間、事業経過報告書を提出しなければならない。ただし、事業の効果を得られるまでに時間を要する等、事業の状況に応じて必要があると認められる場合は、報告の期間を5年間とする。
- (7) 複数事業者による補助事業の場合、幹事事業者以外の全ての事業者も補助事業の内容や経費支出等の調査対象となる。
- (8) 委託先も補助金事業の内容や補助対象経費支払いの確認調査の対象となる。

第2 補助金の審査申請

1 提出書類

下記の書類について「4 書類作成上の留意点」に留意して作成し、各1部を提出すること。各種様式は山形県ホームページからダウンロードすること。

《全事業共通》

- ・ 審査申請書（別記様式）
- ・ 定款又は寄附行為
- ・ 登記事項証明書（申請者が個人の場合は住民票抄本）
- ・ 会社案内（無い場合は会社概要のわかる資料）
- ・ その他参考資料

《リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業》

上記の書類のほか、以下の書類を添付すること。

- ・ 工業団地等へ立地する（又は立地が確実に見込まれる）ことを証する当該市町村等土地所有者発行の書類
- ・ 既に用地を取得又は賃借している場合は、用地の登記事項証明書又は賃貸借契約書

2 事前相談

審査申請書の提出に当たっては、事前に県の担当者に連絡し、助言等を受けて審査申請書を作成すること。

事前相談申出期限：令和7年5月16日（金）

3 審査申請書の提出

審査申請書については上記事前相談により作成して提出すること。

《提出期間：令和7年2月18日（火）から令和7年5月23日（金）》

※ 審査については、「第3 審査及び採択」を確認すること。

※ 募集期間内でも、補助金の予算枠に達した場合は受付を終了し、その旨を山形県ホームページでお知らせする。

4 書類作成上の留意点

- (1) 全てA4判で作成し、袋とじなどによる製本はしないこと。
- (2) 提出書類等は返却しないので、必ず副本を作成し保管すること。
- (3) 作成に当たっては「山形県循環型産業施設整備事業費補助金に係るQ&A」も参照すること。

5 提出先及び問い合わせ先

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 リサイクル・環境産業担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL：023-630-2302 FAX：023-625-7991

第3 審査及び採択

1 審査方法

事務局（県循環型社会推進課）による事業計画ヒアリング及び学識経験者や専門家等で構成する評価委員会による審査を実施し、その結果等を踏まえて採択の可否を決定する。

採択の可否については個別に通知する。採択された事業者は、内示された額により補助金の交付申請を行うこと。

2 評価委員会

評価委員会の開催は年2回を予定しており、各申請者より審査申請書等を用いてプレゼンテーションを行うこと。

第1回：令和7年3月下旬頃（令和7年3月5日(水)まで県が受付した申請）

第2回：令和7年6月下旬頃（令和7年5月23日(金)まで県が受付した申請）

※ 補助金の予算枠に達した場合は受付を終了し、評価委員会は開催しない。

3 審査基準

審査に当たっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる審査基準について総合的に判断するため、審査申請書の作成及びプレゼンテーションの際に留意すること。

《審査基準》

- (1) 発生抑制、再資源化等の効果
- (2) 事業の安定性・継続性
- (3) 事業の優位性・波及効果
- (4) 発生抑制等の効果の新規性・卓越性
(補助対象事業内容(2)に該当する場合)

第4 留意事項

本事業の実施は、山形県の令和7年度当初予算の成立が前提となり、本事業に係る予算の成立をみなければ、事業計画を募集したに留まり、いかなる効力も発生しない。

別記様式

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者名
(担当者名 :)

令和 7 年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金審査申請書

令和 7 年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金（ 事業）の
事業計画の審査を受けたいので、令和 7 年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金募集
要領に基づき、下記の書類を添付して審査申請書を提出します。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書（申請者が個人の場合は住民票抄本）
- 3 申請者が行う業務及び申請者の概要を記載した資料（会社案内等）
- 4 事業計画書（様式第 1 号）
- 5 経営状況表（様式第 2 号）
- 6 収支予算書（様式第 3 号）
- 7 支出予定明細書（様式第 4 号）
- 8 整備予定の施設・設備に係る資料（工程表、図面、カタログ、見積書等）
- 9 施設・設備整備後の採算性を記載した資料（年間収支計画書等）
- 10 その他参考となる資料（産業廃棄物処理業に係る許可証の写し等）

様式第 1 号

事業計画書

事業名													
整備する施設・設備の名称													
取り扱う廃棄物													
事業者概要	事業者名(フリガナ)				代表者職名・氏名			所在地					
	創業・法人設立		資本金又は出資金		従業員数 (常用雇用者数)		業種		現在の主たる業務内容 (定款、会社案内等を添付すること。)				
	年 月 創業 年 月 法人設立												
	現有施設の概要					直近3か年の業績							
	①土地 ②建物 ③主要設備 ④その他					売上高 当期利益		年 月 期		年 月 期		年 月 期	
								千円 千円		千円 千円		千円 千円	
事業実施場所	名称		面積		所在地	(実施場所付近の見取図を添付すること。)							
事業費(予定)	補助対象経費		千円		補助対象外経費 (ある場合)		千円		総事業費		千円		
事業の日程 (工程表を添付のこと)	事業着手予定年月日				事業完了予定年月日				施設・設備の利用開始予定日				
	年 月 日				年 月 日				年 月 日				
＜事業の概要・目的＞													
【概要】 (対象事業全体のフローを添付すること。) (補助対象事業内容(3)の場合は、次の(1)～(7)について記載すること。) - 小型家電リサイクル法で定める認定の有無 - 使用済小型電子機器等の収集を行う区域 - 再資源化事業の内容(一連の工程図、直接回収の方法、使用済小型電子機器等の管理方法、使用済小型電子機器等の処分方法、個人情報の漏えい防止のために講ずる措置、使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法について記載した書面を添付すること。) ※「再資源化」を適正に実施し得る者に対する支援であるため、「再資源化」事業を他者に委託して行おうとする場合は、この補助金の対象とならないので留意すること。 - 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別 - 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設 - 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備(事業者名称、代表者氏名、事業者所在地、処理する品目、処理内容、処理能力、施設設置許可番号を記載した書面を添付すること。) - 再資源化事業において1年間に処理される見込みの数量													
【目的】 (施設・設備を整備する目的やねらいについて記載すること。)													
【施設・設備の概要】 (整備する施設・設備の名称、取得予定額、役割、選定理由等を記載し、見積書、図面、処理能力算定書等を添付すること。)													
【施設・設備機器の稼働率】 (稼働率＝取り扱う廃棄物(使用済小型電子機器等含む。)の年間処理予定量÷施設・設備機器の年間処理能力)													

＜発生抑制、再資源化等の効果＞

【発生抑制、再資源化等の効果】※補助対象事業内容(1)、(2)の場合

(施設・設備整備前と整備後の発生抑制や再資源化等の効果について記載すること。)
(取り扱う廃棄物の種類、量、収集計画(保管場所、保管方法、収集費用等)と、施設・設備整備後に新たに発生する廃棄物等の種類、量、処理処分計画についても記載すること。)

(年間の廃棄物発生抑制等の目標について、下表に記載すること。)

廃棄物の種類	(a) 廃棄物 発生量・受入量	(b) 施設・設備 整備後 発生量	(c) 発生抑制量 ・再資源化量 (a)-(b)	(d) 発生抑制率 ・再資源化率 (c)/(a)×100	発生抑制量 ・再資源化量の 把握方法
	/年	/年	/年	%	
	/年	/年	/年	%	
	/年	/年	/年	%	

【再資源化の効果】※補助対象事業内容(3)の場合

(施設・設備整備前と整備後の再資源化の効果について記載すること。)
(取り扱う使用済小型電子機器等の種類、量、収集計画(保管場所、保管方法、収集費用等)と、施設・設備整備後に新たに発生する廃棄物や再資源化物の種類、量、処理処分計画についても記載すること。)

(年間の再資源化の目標について、下表に記載すること。)

使用済小型電子 機器等の種類	(a) 受入量	(b) 施設・設備 整備後 発生量	(c) 再資源化量 (a)-(b)	(d) 再資源化率 (c)/(a)×100	再資源化量の把握方法
パソコン	/年	/年	/年	%	
携帯電話	/年	/年	/年	%	
	/年	/年	/年	%	
その他	/年	/年	/年	%	
合計	/年	/年	/年		

＜事業の安定性・継続性＞

(原材料調達や再資源化物売却などの見込みについても記載すること。)
(施設・設備整備後の採算性がわかる年間収支計画を添付すること。)
(新たにプラスチック置換製品製造設備を整備する場合は、販売計画(販路、販売相手先、予定生産量等)について記載すること。)

＜事業の優位性・波及効果＞

(類似事業との比較などにより、技術面を含めて優れているポイントを記載すること。)

<発生抑制等の効果の新規性・卓越性> ※補助対象事業内容(2)の場合 (既存・普及している施設・設備にはない廃棄物等の新たな利活用法等の新しい技術、既存・普及している施設・設備を超える発生抑制等の効果、より高くもたらされる事業の優位性・波及効果 について記載すること。) (公的助成による研究・開発の場合は、助成に係る申請書及び事業計画書、交付決定通知、実績報告書、額の確定通知等、助成を受けたこと、助成の対象となった研究・開発内容、研究・開発の結果(成果・実績)、助成事業が完了したこと等が分かる資料を添付すること。) (特許権若しくは実用新案権の出願若しくは取得に至る経緯の中で実施された研究・開発の場合は、研究・開発の内容、出願若しくは取得の時期、出願若しくは取得の内容等が分かる資料を添付すること。)
<温室効果ガス排出量等の削減効果> 【温室効果ガスの排出削減量】 (廃棄物の発生抑制・リサイクルに伴って削減が見込まれる温室効果ガスの排出量について、事業フローの各段階で分析・評価を行うこと。) (設備の導入・運転(消費電力、燃料等)や対象とする廃棄物の処理方法(収集・運搬、焼却等)、廃棄物の発生抑制・リサイクルに伴う資源投入量等、事業によって増減する温室効果ガスの排出量は定性的な記載でも構わないが、必要に応じてLCA(ライフサイクルアセスメント)や3R原単位、CO2排出量計算シート等を活用し、根拠を持って記載すること。) 【温室効果ガス削減のための取組み】 (使用する電力を再生可能エネルギーに切り替える、太陽光発電パネルを設置する等、温室効果ガス排出量削減のための取組みについて記載すること)
<3R推進・温室効果ガス排出量等削減以外の環境・安全面の配慮> (本事業の対象となる廃棄物等(使用済小型電子機器等含む。)の発生抑制・リサイクルや温室効果ガス排出量等削減の効果以外に、副次的に環境負荷の低減や安全面での効果などを記載すること。) <環境マネジメント等の取組状況>(該当するものを○で囲むこと。) ①ISO14001 ②エコアクション21 ③自社環境管理規定
<その他> (上記以外の事業の効果について、あれば記載すること。)
<施設・設備設置に伴う廃棄物処理業許可、施設設置許可の取得状況及びその他の環境法令に係る届出状況> (申請者の許可証の写しを添付すること、又は取得手続きの経過・取得見込み時期を記載すること。)
<実施場所の状況>※補助対象事業の事業区分が「リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業」の場合に記入 (工業団地等へ立地する(又は立地が確実に見込まれる)ことを証する土地所有者発行の書類を添付すること。)(すでに用地を取得又は賃借している場合は、用地の登記事項証明書又は賃貸借契約書を添付すること。)

様式第2号

経 営 状 況 表

(単位：円)

科目	期間 年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
売 上 高 (A)			
経 常 利 益 (B)			
総 資 本 (C)			
自 己 資 本 (D)			
流 動 資 産 (E)			
流 動 負 債 (F)			
総資本経常利益率 (%) ($B / C \times 100$)			
売上高経常利益 (%) ($B / A \times 100$)			
自己資本比率 (%) ($D / C \times 100$)			
流 動 比 率 (%) ($E / F \times 100$)			

- (注) 1 過去3年分の決算報告書又は申告書(財務諸表)の写しを添付すること。
 2 「総資本(C)」には「負債・純資産合計」を、「自己資本(D)」には「純資産合計」を記入すること。
 3 率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入すること。

様式第3号

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入関係

(単位：円)

区 分	金 額	調 達 先	備 考
自 己 資 金			
借 入 金			
県 補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出関係

(単位：円)

区 分	補助対象経費 支出(予定)額	補助金額	備 考
建 築 物 費		補 助 率 [分の 1]	
構 築 物 費			
機械装置・ 工具器具費			
委 託 費			
そ の 他			
合 計	(a)	(b)	

(注) 1 (b)欄の金額は、(a)欄の金額に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）又は補助上限額のいずれか低い額以内とする。

2 申請又は報告に応じて不要な文字は削除すること。

様式第4号

支 出（予 定）明 細 表

(単位：円)

区 分	内 容	数量	単 価	金 額	備考
建 築 物 費					
構 築 物 費					
機械装置・ 工具器具費					
委 託 費					
そ の 他					
合 計					

(注) 申請又は報告に応じて不要な文字は削除すること。